

正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日改正分】

※ () 内は中小企業以外の額です。

1. 正規雇用等転換コース

○ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

- ①有期→正規 **1人当たり 60万円 (45万円)** [改正前 50万円 (40万円)]
- ②有期→無期 **1人当たり 30万円 (22.5万円)** [改正前 20万円 (15万円)]
- ③無期→正規 **1人当たり 30万円 (22.5万円)** [改正前 30万円 (25万円)]

2. 多様な正社員コース

○ 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合

- ①有期→多様な正社員 (勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)
1人当たり 40万円 (30万円) [改正前 30万円 (25万円)]
- ②無期→多様な正社員
1人当たり 10万円 (7.5万円) [改正前 30万円 (25万円)]
- ③多様な正社員→正規 **1人当たり 20万円 (15万円)** 新規

(注) 正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。

※ ①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合

1事業所当たり10万円 (7.5万円) 加算

加算措置に変更

※ 正規雇用等転換コース、多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。

3. 人材育成コース

○ 有期実習型訓練修了後、対象者を正規雇用労働者等に転換した場合

OFF-JTにかかる経費助成の上限額 ※実費を限度

- 100h未満 **1人当たり 15万円 (10万円)** [改正前 10万円 (7万円)]
- 100h以上200h未満 **1人当たり 30万円 (20万円)** [改正前 20万円 (15万円)]
- 200h以上 **1人当たり 50万円 (30万円)** [改正前 30万円 (20万円)]

ご注意

▶ 1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画届提出の日が平成28年2月10日以降となる場合に改正後の支給額が適用されます。

▶ ただし、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合 (注) は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

(注) 「大企業における無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換」、「無期雇用労働者から多様な正社員への転換」等

▶ その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

※ **事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。

※ すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介します。

「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 <http://www.tayou-jinkatsu.jp/>



キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年2月10日改正後】

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算
2 多様な正社員コース	有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または 直接雇用等 多様な正社員を ・ 正規雇用労働者に転換 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40万円 (30万円) ②無期→多様な正社員 ：1人当たり 10万円 (7.5万円) ③多様な正社員→正規 ：1人当たり 20万円 (15万円) ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円 (7.5万円) 加算
3 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ 育児休業中訓練 (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 (育児休業中訓練は訓練経費助成のみ) 最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合) 最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
4 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額 させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり 3万円 (2万円) ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり 1.5万円 (1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円 (15万円) 加算
5 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外健康診断制度」 を 新たに規定し、 4人以上実施 した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
6 短時間労働者の 週所定労働 時間延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満 から30時間以上に延長 した場合	1人当たり 10万円 (7.5万円)

◆改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

